

令和6年度 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイルの届出状況

個人情報ファイルの実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	0	0	0
	市 長 室	0	2	1	4
	総 務 企 画 局	2	2	0	8
	財 政 局	0	0	0	8
	市 民 局	3	1	1	21
	こ ども 未 来 局	7	2	0	58
	福 祉 局	9	4	1	62
	保 健 医 療 局	5	7	3	56
	環 境 局	2	0	0	7
	経 済 観 光 文 化 局	1	2	0	5
	農 林 水 産 局	1	0	0	6
	住 宅 都 市 局	1	2	1	73
	道 路 下 水 道 局	5	0	0	13
	港 湾 空 港 局	0	0	0	1
	区 役 所	0	0	0	0
	小 計		36	22	7
教 育 委 員 会		14	1	0	20
選 挙 管 理 委 員 会 (市・各区)		0	0	0	2
人 事 委 員 会		0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0
農 業 委 員 会		2	0	0	2
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	水 道 局	3	0	0	5
	交 通 局	6	1	0	10
消 防 長	消 防 局	0	0	0	27
地 方 独 立 行 政 法 人 福 岡 市 立 病 院 機 構		0	0	0	2
合 計		61	24	7	390

備考 現在数とは、令和7年3月31日現在の取扱件数をいいます。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	不 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				不開示 情 報	不存在	存否応答 拒 否				
R5	290	80	173	1	59	1	—	32	0	6
R6	334	92	173	11	67	1	—	48	0	10

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
R5	6	4	0	2	—	0
R6	7	0	0	7	—	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
R5	0	0	0	0	0	—	0
R6	3	0	0	0	3	—	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処理状況					
		R5	R6	開示	一部開示	不開示			取下げ
						不開示情報	不存在	存否 応答 拒否	
市長	会計室	0	0	0	0	0	0	0	0
	市長室	1	0	0	0	0	0	0	0
	総務企画局	5	5	0	3	1	3	0	0
	財政局	3	7	1	3	2	3	0	0
	市民局	3	7	4	0	0	2	0	1
	こども未来局	7	17	3	13	0	0	0	1
	福祉局	26	28	15	10	0	1	0	3
	保健医療局	5	17	8	7	1	2	0	1
	環境局	0	1	0	1	0	0	0	0
	経済観光文化局	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	13	25	10	8	0	6	0	1
	道路下水道局	2	0	0	0	0	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0
	区役所	195	190	32	116	5	44	1	3
小計	260	297	73	161	9	61	1	10	
教育委員会		20	16	7	7	0	4	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		1	1	0	0	0	1	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局	0	4	1	0	2	1	0	0
消防長	消防局	9	16	11	5	0	0	0	0
地方独立行政法人 福岡市立病院機構		0	0	0	0	0	0	0	0
市長以外小計		30	37	19	12	2	6	0	0
合計		290	334	92	173	11	67	1	10

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		令和5年度		令和6年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	2,504枚	25,040円	3,607枚	36,070円
	カラー	159枚	4,770円	123枚	3,690円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		6枚	420円	2枚	140円
DVD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計			30,230円		39,900円

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円、
写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、
CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、
ビデオカセットテープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や、不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

令和6年度の不服申立ての件数とその処理状況は、表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	不服申立 件数	諮問件数	処 理 状 況						
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
令和6年度	12	12	0	0	0	0	0	12	0

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 諮問された審査請求事案について審議し、
- ② 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、
- ③ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合、
- ④ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する諮問に応じ、調査審議することができます。

【福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例第16条、第17条】

① について、

令和6年度及び過年度分の不服申立てで、令和6年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第174号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決定年月日	令和4年10月19日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和5年1月12日
諮問年月日	令和5年2月8日
審議会開催日	令和6年1月31日、2月21日、3月6日、4月17日、5月22日、6月19日、7月24日、8月28日、9月18日、10月16日
答申年月日	令和6年12月2日
答申内容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁決年月日	令和6年12月25日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第175号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決定年月日	令和4年10月19日
非開示理由	一部開示決定 第20条第5号 ・審議、検討等に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年1月12日
諮問年月日	令和5年2月8日
審議会開催日	令和6年1月31日、2月21日、3月6日、4月17日、5月22日、6月19日、7月24日、8月28日、9月18日、10月16日
答申年月日	令和6年12月2日
答申内容	実施機関が行った一部開示決定処分は妥当である。
裁決年月日	令和6年12月25日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第177号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定会議の開示請求者に関する個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（総務企画局人事部人事課）
決定年月日	令和5年2月14日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第5号、第6号 ・第三者の個人情報、審議・検討等に関する情報又は行政運営情報であるため。
不服申立て年月日	令和5年4月12日
諮問年月日	令和5年5月10日
審議会開催日	令和6年7月24日、8月28日、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日
答申年月日	令和7年1月7日
答申内容	実施期間が行った一部開示決定処分により非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示することが妥当である。
裁決年月日	令和7年2月6日
裁決内容	一部認容

諮問の概要 (諮問第178号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課）
決定年月日	令和5年1月30日
非開示理由	一部開示決定 第20条第6号 ・争訟中の案件に係る文書であり、訴訟に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第179号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定地域包括支援センターが作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課）
決定年月日	令和5年4月10日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号 ・第三者の個人情報であるため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第180号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年1月30日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第5号、第6号 ・開示することで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第181号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課長が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年3月27日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第6号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第182号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書」の訂正請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年2月15日
訂正拒否理由	保有個人情報訂正請求者の個人情報ではないため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第183号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書」の訂正請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年2月15日
訂正拒否理由	請求者の発言の趣旨を記載しており、記録として誤りはないため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第184号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書」の訂正請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年2月15日
訂正拒否理由	請求者の発言の趣旨を記載しており、記録として誤りはないため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第185号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書」の訂正請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年4月6日
訂正拒否理由	・状況を説明する内容として誤りはないため。
不服申立て年月日	令和5年4月20日
諮問年月日	令和5年5月19日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第186号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した報告書」の訂正請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年4月27日
訂正拒否理由	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報訂正請求者の個人情報ではないため。 ・記載について、事実と相違ないため。
不服申立て年月日	令和5年5月2日
諮問年月日	令和5年5月31日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第189号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した会議資料の記載内容」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年10月31日
非開示理由	<p>一部開示決定 法第78条第1項第2号、第7号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年12月5日
諮問年月日	令和5年12月20日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第190号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が保有する開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（博多区保健福祉センター地域保健福祉課）
決定年月日	令和5年12月1日
非開示理由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第7号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年12月5日
諮問年月日	令和5年12月20日
審議会開催日	令和6年12月18日、令和7年1月22日、2月19日、3月26日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第191号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定医療機関に関する特定保健所の調査結果に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（中央区保健福祉センター衛生課）
決定年月日	令和5年10月27日
非開示理由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第3号 ・開示請求者以外の個人に関する情報 ・法人等事業情報であり、公にした場合、正当な利益を害するおそれがあるため。 ・法人の内部情報であり、開示しないとの条件で任意に提供され、通例として開示しないこととされているものであるため。
不服申立て年月日	令和5年12月13日
諮問年月日	令和6年1月4日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第192号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校におけるいじめに関する報告書」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決定年月日	令和5年12月22日
非開示理由	一部開示決定 法第78条第1項第2号 ・開示請求者以外の個人に関する情報を開示すると、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年12月28日
諮問年月日	令和6年1月26日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第193号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定高校における特定個人の対応記録のすべて」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部高校教育課）
決定年月日	令和6年2月1日
非開示理由	一部開示決定 法第78条第1項第2号、第6号 ・開示することにより、他の権利利益を害し、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和6年2月14日
諮問年月日	令和6年3月15日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第194号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定個人が行った行政不服審査請求の裁決書に関連する文書」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会総合図書館図書サービス課）
決定年月日	令和6年3月8日
非開示理由	不開示決定 ・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和6年4月26日
諮問年月日	令和6年5月26日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第195号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定駅における特定個人の映像記録」の開示請求
実施機関	福岡市交通事業管理者（交通局運転車両部安全推進課）
決定年月日	令和6年4月22日
非開示理由	不開示決定 法第78条第1項第2号 ・開示請求者以外の個人に関する情報を開示すると、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和6年7月17日
諮問年月日	令和6年8月7日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第196号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定駅における特定個人の映像記録」の開示請求
実施機関	福岡市交通事業管理者（交通局運転車両部安全推進課）
決定年月日	令和6年5月29日
非開示理由	不開示決定 法第78条第1項第5号 ・開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和6年9月5日
諮問年月日	令和6年9月18日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第197号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定駅における特定個人の記録」の開示請求
実施機関	福岡市交通事業管理者（交通局営業部駅務サービス課）
決定年月日	令和6年5月28日
非開示理由	不開示決定 ・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和6年9月5日
諮問年月日	令和6年9月18日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第198号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（南区市民部市民課）
決定年月日	令和6年7月22日
非開示理由	不開示決定 法第78条第1項第2号、第7号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和6年9月11日
諮問年月日	令和6年10月1日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第199号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の訂正請求
実施機関	福岡市長（南区市民部市民課）
決定年月日	令和6年9月12日
訂正拒否理由	保有個人情報の開示を受けていないため。
不服申立て年月日	令和6年10月15日
諮問年月日	令和6年11月6日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第200号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の利用停止請求
実施機関	福岡市長（南区市民部市民課）
決定年月日	令和6年9月12日
利用停止拒否理由	保有個人情報の開示を受けていないため。
不服申立て年月日	令和6年11月5日
諮問年月日	令和6年12月3日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第201号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（南区市民部市民課）
決定年月日	令和6年11月12日
非開示理由	不開示決定 法第78条第1項第2号、第7号 ・開示請求者以外の個人情報のため。 ・開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和7年2月6日
諮問年月日	令和7年3月7日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第202号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の利用停止請求
実施機関	福岡市長（南区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	令和6年12月25日
利用停止拒否理由	法第61条、63条、64条及び69条に違反していないため。
不服申立て年月日	令和7年2月13日
諮問年月日	令和7年2月26日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第203号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課における特定個人の調査結果」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健医療局保健所感染症対策部結核対策課）
決定年月日	令和7年1月31日
非開示理由	一部開示決定 法第78条第1項第1号、2号法律施行条例第4条第2項 ・開示請求者の生命、身体、健康、生活または財産を害するおそれがあるため。 ・開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和7年3月25日
諮問年月日	令和7年4月23日
諮問取下げ年月日	令和7年5月30日

諮問の概要 (諮問第204号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課における特定個人の調査結果」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健医療局保健所感染症対策部結核対策課）
決定年月日	令和7年1月31日
不開示理由	不開示決定 法第78条第1項第2号、法律施行条例第4条第2項 ・開示請求者以外の個人に関する情報を開示すると、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和7年3月25日
諮問年月日	令和7年4月23日
諮問取下げ年月日	令和7年5月30日

諮問の概要 (諮問第205号)	①不服申立て事案についての諮問
	「特定課が作成した書類に記載された開示請求者の個人情報」の利用停止請求
実施機関	福岡市長（南区市民部市民課）
決定年月日	令和7年1月15日
利用停止拒否理由	保有個人情報の開示を受けていないため。
不服申立て年月日	令和7年3月25日
諮問年月日	令和7年4月24日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

7 個人情報の漏えい等の状況

令和6年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表10のとおりです。

表10

(単位：件)

		令和6年度 漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		78	44	11	0	11	1	0	11
規模別	1～5人	42	11	0	10	0	0	0	3
	6～50人	1	0	0	1	0	0	0	4
	51～100人	1	0	0	0	0	0	0	0
	101～1000人	0	0	0	0	0	0	0	4
	1001人以上	0	0	0	0	1	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0

【参考】

(単位：件)

		令和5年度 漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		101	53	17	2	11	2	0	16
規模別	1～5人	50	17	0	6	0	0	0	11
	6～50人	3	0	2	4	1	0	0	4
	51～100人	0	0	0	0	0	0	0	0
	101～1000人	0	0	0	1	1	0	0	1
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0

(表10の主な内容)

- 1 令和6年4月（その他）企業担当者のメールアドレス 184名分
 - ・職員が企業担当者に人事異動の挨拶を電子メールで送信する際、Bccで送信すべきところを誤ってToで送信したもの。

- 2 令和6年5月（その他）イベント案内対象者のメールアドレス 115名分
 - ・職員がイベント開催案内メールを送信する際、Bccで送付すべきところを誤ってToで送信したもの。

- 3 令和6年7月（ネット流出）氏名、住所 223, 941名分
 - ・令和2年度の業務委託受託者が不正アクセスを受け、当該データが一時閲覧可能な状態となり漏えいのおそれが生じたもの。

- 4 令和6年10月（その他）企業担当者のメールアドレス 543名分
 - ・委託先が開催するセミナー案内を複数の企業担当者にメールで送信する際、Bccで送信すべきところを誤ってToで送信したもの。

- 5 令和6年10月（その他）生徒および保護者のメールアドレス 352名分
 - ・教員がオープンスクールの事前案内をメール送信する際、BCCで送信すべきところをToで送信したものの。

- 6 令和6年10月（誤送付）保育料無償化の対象児童の氏名等 59名分
 - ・保育料認定にかかる事務において、送付文書に別の児童の名前が記載されている文書を誤送付したもの。

- 7 令和6年11月（その他）生徒の健康上、生徒指導上の配慮事項 49名分
 - ・教員が授業中に、教材掲示のためパソコン画面をプロジェクターで投影した際、ネットワーク上の教員専用フォルダのアクセスコードを不注意により表示してしまい、生徒2名が当該教員専用フォルダ内の個人情報を閲覧し、また、当該情報が数人に流出したものの。

- 8 令和6年12月（その他）イベント参加者のメールアドレス 36名分
 - ・委託事業者が、イベント参加者に対しお礼と事後アンケートの依頼を電子メールで送信する際に、BCCで送信すべきところをToで送信したものの。